

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460567号
	自動者運転代行業者 の名称又は記号	バーディー代行五泉
	主たる営業所が所在する市町村	五泉市
処 分 年 月 日		令和8年2月10日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		法第12条に規定する代行運転自動車の損害賠償措置を講じていない状態で自動車運転代行業務を行ったため。
根 拠 法 令		自動者運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項
処分を行った都道府県		新潟県